

「新井総合公園」利用について

1、施設利用の手続き

1 陸上競技場、屋外球技場、野球場及びテニスコートを利用する場合は、総合公園管理棟で手続きを済ませて、許可を受けてから利用してください。（個人使用・シーズン券の場合も）

2 用具、備品等を使用する場合は、管理棟係員と打ち合わせをし、許可を受けてから使用してください。貸出備品によっては【備品使用願い】に必要事項を記入していただく場合があります。（テント・テーブル・イス等）

2、設備利用の注意事項

1 許可を受けた目的以外の利用は慎み、係員の指示には必ず従ってください。

2 利用前の準備や利用後の原状回復は、利用者が責任を持って行ってください。

3 各施設の設備・用具は、大切に使用してください。万一、破損・紛失した場合は、現状復帰または、同等品を弁償していただきます。

4 貸出使用備品は、きれいにして返却（格納）してください。

5 貸出使用備品は、返却（格納）後、係員より受領を確認してもらってください。

6 貸出使用備品は、その日のうちに返却（格納）が原則です。（使用日数が続き、据え置きの場合は必ず係員の許可・指示を得てください。）

※天然芝上での据え置きの場合は、芝生に直接あたる部分には、マットなどを敷いて集中荷重を避けてください。そのまま据え置きしますと芝生が傷んでしまいます。

※スパイクシューズで野球場や陸上競技場のトラック以外へは出ないでください。

1 グラウンドやコート内での飲食・喫煙は絶対に行わないでください。

2 自動車・バイク・自転車等は、必ず決められた場所（駐車場・駐輪場）へ整理整頓し、駐車してください。競技場内陸上競技場外周への乗り入れ、路上駐車は禁止です。

* 緊急事態（ケガ・病人発生等）の場合は除く。

* 荷物の積み降ろし等の際、外周への進入の場合は係員より必ず許可・指示を得てください。

荷物の積み下ろしが済みましたら、速やかに駐車場への移動をお願いします。

3、陸上競技場利用上の注意

* 公認3種陸上競技場・全天候型ウレタン舗装のため、次の事項を厳守のうえ利用してください。

1 スパイクシューズのピンの長さは、フィールド・トラックともに7mm以下の2段並行ピンを使用する。

2 グラウンド利用の際は、必ず運動靴や陸上競技用のスパイクシューズを使用し、泥のついた靴や革靴などの硬い靴は絶対に使用しない。

3 舗装面（トッピング）の磨耗が激しいため、ウォーミングアップやクーリングダウンはアウトフィールドを利用する。芝生保護のため、インフィールドでのウォーミングアップ等は避ける。（※インフィールドにてサッカーでの使用の場合、大会以外の利用はできません。）

4 トラック内の練習では、インコースの1・2レーンは使用を極力避けること。

5 砂場を利用した場合は、レーキでならしカバーを掛けること。また、こぼれた砂は、ほうきで砂場に掃き込むこと。

6 投てき種目は、痕跡をその都度ならすこと。

7 スタート練習は、正規のスタートライン後方5mの所で行うこと。

- 8 グラウンド上の目印には、石灰・砂を絶対にまかないこと。
- 9 使用した用具・備品等は、係員の確認を得て、必ず元の位置へ返却(格納)する。
- 10 縁石や表示タイルには上がらないこと。
- 11 ビン・釘・油類はグラウンドに持ち込まない。
- 12 使用時間は、午前7時から日没までとします。

【陸上競技場／芝生内での利用についての注意事項】

- 1 基本、投てきの練習は禁止です。(ハンマー投げは厳禁。)
- 2 上記以外の種目(やり投げ、円盤投げなど)については、決定事項を全て満たすものについて可能とします。ただし、他の利用者(状況)や係員が確認してからの許可となります。

* 別紙【スポーツ施設での投てき競技使用の基本ルール】参照(管理棟事務室に掲示)

- 3 芝生内でのウォーミングアップ等は原則禁止です。
- #### 4、屋外球技場使用上の注意
- * 人工芝のため、次の事項を厳守のうえ利用してください。
 - 1 グラウンドの際は、必ず運動靴を使用し泥のついた靴や革靴などの硬い靴は絶対に使用しないこと。
 - 2 ベンチ、椅子などの硬い物は、板やマットなどの上に置いて集中荷重を避ける。
 - 3 グラウンドにラインを引く際は、絶対に指定された石灰以外を使用しないこと。
 - 4 グラウンド内での飲食、喫煙は厳禁とする。
 - 5 ビン・釘・油類はグラウンドに持ち込まない。

【屋外球技場／トレーニング スペース(自由広場／天然芝)の使用上の注意】

- 1 天然芝のため、芝の状態によっては使用することが出来ない場合があるので、係員の指示には必ず従ってください。
- 2 練習目的及び、スパイクでの立ち入りは禁止です。

■利用者が市外の者である場合、利用料金は全額2倍となります。

※ただし、『スポーツ等合宿の郷づくり推進条例』に該当する場合を除く。

◇『スポーツ等合宿の郷づくり推進条例』の適用について

妙高市内の宿泊施設に宿泊し、体育施設を利用した合宿を行う場合、利用する団体が市外者であっても利用料金の加算割合を適用せず、市民の利用料金で利用できます。

■社会教育関係団体へ。

申請時に免除を受けられる団体は、必ず社会教育関係団体登録証を提示してください。登録証がない場合は、免除を受けられませんのでご注意ください。